

誓約書

地方独立行政法人明石市立市民病院
病院長 様

私は、明石市立市民病院における実習や研修、見学等（以下「実習等」という。）に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

この誓約に違反した場合は、それ以降の実習等を中止することに異議ありません。

記

- 1 貴院の実習・研修指導者等（以下「指導者」という。）の指示を遵守し、職場の秩序を乱す行為及び業務に支障をきたす行為は一切しません。
- 2 実習等で知り得た職員情報や診療情報等（電子カルテなどの医療情報に限らず広く職員、患者さんの個人情報を含む。以下「機密情報」という。）について個人情報保護に関する諸法令等を遵守し、これらの規程に反して開示、取得、漏洩又は不正にアクセスする等の行為は行いません。
- 3 SNS（ブログ、LINE、Facebook、Instagram 等のソーシャルネットワーキングサービス）の利用に際して、機密情報、貴院の信頼を毀損する情報、患者さんや職員の権利を侵害する情報、守秘義務に抵触する情報等は投稿しません。
- 4 実習等の終了の際、貴院からの貸与・交付物、又は機密情報を記録した一切の資料、その複製物は直ちに返却します。
- 5 期間中及び終了後において、何らかの損害を与えた場合は、貴院が被った一切の損害を賠償します。

<感染症対策に関する誓約事項>

- 6 実習開始 5 日前から、同居者を含めて発熱、全身倦怠感、発疹、呼吸器症状（咳・痰など）がないことを報告します。また、実習期間中に同居者を含めて上記症状が出現した場合は、速やかに申し出て指示に従います。
- 7 貴院までの移動中は、感染予防を厳密に行います。

- 8 貴院ではマスクの常時着用と手洗いの励行、必要時のアイシールドの着用を含めた標準予防策を徹底します。
- 9 上記8の標準予防策に反した、病院内に起因する感染症等への感染については自己責任とし一切の責任は病院側にはないものとします。
- 10 日本国政府または兵庫県知事による緊急事態宣言等の発出、または、院内でのクラスター発生等により、実習等が中止となる場合は、貴院の指示に従います。
- 11 緊急事態宣言等による実習等の中止に対しては異議を申し立てません。

年 月 日

所 属
(学校名)

氏 名
(自署)

(2023.9)